



29議委第71号
平成29年12月4日

南会津町議会議長 五十嵐 司 様

議員定数と議員報酬に関する特別委員長 室井 嘉吉



議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

平成28年第1回南会津町議会定例会において設置されました当特別委員会は、二元代表制の下、議会機能の充実及び議員活動の活性化を前提に様々な調査研究と議論を行ってきました。その結果について次のとおり中間報告します。

記

1 議員定数について

議員定数については、16人とします。

南会津町の人口は、平成26年4月1日現在17,389人でしたが、平成29年4月1日現在では16,230人となり、この間1,008人減少しています。南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略において示した「人口ビジョン」では、2020年には14,675人、2030年には11,924人にまで減少すると予想されています。

議員定数については、一般的なガイドラインとして「人口1,000人に対して議員定数1人」といわれており、前回の特別委員会報告でも、「このまま人口減少が進めば、定数減を検討すべき」としていることから、人口減少に対応し2人減の16人にします。

2 常任委員会数について

現在の3常任委員会制（広報委員会を除く）は、維持すべきであると考えますが、定数の2人減により、議員数が減少する委員会もあることから委員会の運営に支障が出ることも想定されます。

平成18年の地方自治法改正により、複数の常任委員会所属が可能となったことを踏まえ、今後、2人減とした場合の3常任委員会のあり方、もしくは2常任委員会の検討を行う必要があります。常任委員会は議会活動の基本であり、町政監視機能を保持し、政策提言力を高めるために一定の専門性が担保されなくてはならないことから、引き続きの検討をしなければなりません。

3 議員報酬について

議員報酬については、前回の特別委員会で用いた積算方法を採用することとし、全議員対象に1年間にわたり活動日数等を調査しました。

その結果、妥当な議員報酬を別紙のとおり積算しましたが、地域経済、労働環境、町長等の給与の減額措置、住民意見等々に配慮し、その対価として議員月額 30,000 円、副委員長月額 30,000 円、常任委員長月額 30,000 円、副議長月額 29,000 円、議長月額 26,000 円の報酬加算が適当であると考えます。

4 政務活動費及び会議出席費用弁償（日当）について

政務活動費は、導入しないものとします。

政務活動費は、主に議員の調査研究活動を推進し政策提言を行う上で有効なものであると考えますが、会派制をとっていない町村議会の場合、導入実績が少なく、制度の成熟度も低いことから、これらの活動費は、議員報酬額の中で積算検討されるべきものであると考えます。

また、政務活動費に代わり、政策提言に資する議員の調査研究を強化するため、先進地視察研修のあり方を検証しながら、新たな研修費用の充実を図るべきと思慮されます。

一方、半数の県内町村議会で支給されている本議会、委員会、議員全員協議会等会議出席時の費用弁償（日当）についても検討した結果、合併時に廃止した経緯や議員報酬との二重性の懸念から、これまでどおり支給しない方がよいとの意見に集約されました。

5 住民説明会について

別紙資料のとおり、町内4地域で住民説明会を実施しました。

「定数2人減、報酬3万円増」の調査結果について、館岩、伊南、南郷地域では概ね理解を得ることができましたが、田島地域では定数減は賛成するが報酬増は了承できない旨の意見が多くありました。

館岩、伊南、南郷地域では、人口減少による地域の衰退や担い手の心配、それに伴う議会力の低下を危惧する声があり、合併から間もなく12年が経過する南会津町の住民自治のあり方について議会を中心に議論していく必要性を強く感じました。

一方、田島地域では議員の活動や議会活動の不足を指摘する声が多くありました。

今回の調査では客観的根拠を活動時間と活動日数を見える化することで求めましたが、住民がより重視するのは結果であり、「姿の見える議員」であること、議会がより機能し町が活性することを望んでいることが再確認されました。

しかし、議員報酬には基準がなく、収益方式のように成果を報酬に表すことは非常に困難であると考えます。活動量を数値化し、客観的根拠とする前回の特別委員会からの算出方式を用い、より正確な活動量を示せたことは一定の価値があると考えます。

6 今後について

議員定数と議員報酬に関する特別委員会では、昨年 3 月から調査を実施し、上記調査結果を導きましたが、住民説明会で報酬増に関して否定的な意見があったことから、報酬等審議会の判断を見守ることとします。

このことから、今回の報告を中間報告とし、同審議会の結果（答申）をもとにさらに議論し、3 月定例会で最終報告を行うことにします。

(別紙) 南会津町議員報酬積算額

報酬算出の方法については、一般的に①原価方式（積算方式）②比較方式（類似団体比較）③収益方式の3つの方法が考えられている。

この中で②比較方式（類似団体比較）は、説明力に劣ること、③収益方式は、理念的には優れているもののその成果のデジタル化が難しいことから、一定の説明力があり、実現可能な積算方法として、①原価方式（積算方式）を採用した。

原価方式（積算方式）は、昭和53年に示された次の全国町村議会議長会方式が標準例となっている。

$$\blacksquare \text{議員報酬} = \text{長の給料月額} \times (\text{議員の活動換算日数} / \text{長の職務遂行日数})$$

上記算式の「議員の活動換算日数」を求めることとした。まず会津若松市議会を参考にして議員活動の定義付けをしながら、議員活動の実態調査を全議員（議長は除く）で実施した。

なお、調査期間は平成28年6月から平成29年5月までの1年間とし、12か月分11人、11か月分1人、9か月分1人、2か月分1人、未提出3人という提出状況であった。

調査結果は、議員一人当たりA～D領域合計で、年間443時間、議員活動のあった年間平均実日数は163日という結果となった。

◇調査結果（前回との比較）

領域	A領域	B領域	C領域	D領域	合計	活動日数
前回	295時間	20時間	149時間	17時間	481時間	127日
今回	177時間	33時間	102時間	131時間	443時間	163日
差	▲118時間	13時間	▲47時間	114時間	▲38時間	36日

◇分析

①A領域の減少について

前回調査ではA領域の活動時間は、本議会6時間、委員会4時間など標準時間を用いて算出したのに対し、本調査ではより正確な活動時間を把握するため議員個人申告により実活動時間を記録し、算出した。このことにより大幅に活動時間が減少していると考えられるが、A領域における活動時間はおおむね今回調査した時間になると考えられる。

②B領域、C領域について

B領域では13時間の増、C領域は47時間の減少となった。B領域に占める活動内容では議員懇談会が主なものとなるが、当初予算や補正予算において全議員を対象に説

明すべき事案が増えていることから総体的な時間が増えていると考えられる。

C領域は議員個人の研究や情報収集にかかる分野となっており、平均で47時間の減少となった。

③D領域の増加について

D領域は町民相談や意見交換、町の主催する行事への参加等となっている。町行事への参加は毎年同程度であると考えられるため、増加は町民相談や意見交換の場と推測できる。前回調査では1年間を遡る形で活動時間を記録したため記録出来ないものが多かったが、今回はより正確な活動時間を調査することができたと考える。町民からの相談や町民との対話は議員活動の基本であり、今後もD領域の活動時間が増えて行くことが望まれる。

④活動日数について

前回と比較し、平均36日増加した。

⑤まとめ

今回の活動調査は全国でも例のないと思われる、全議員を対象とした調査を行った。前回の特別委員会では、報酬算出について「議員報酬は議員活動の役務の対価」と定義し、原価方式（積算方式）を採用して活動調査を行ったが、1年間を遡っての活動調査となったため正確性に疑問が残る形となった。また、調査対象者も特別委員会に所属する7名であったことから、今回はより正確を期した調査が必要と考え全議員を対象に実施した。

その結果が上記となり、活動時間は443時間、活動日数は163日となった。議員の活動をすべて数字に表すことは非常に困難であり、住民が期待するのは結果であると考え、今後の議会活動のあり方を考える指標になりえると考える。

以上の調査結果と分析に基づき、上記の全国町村議会議長会方式により、以下の算式により議員報酬を算出した。ただし、前回の特別委員会で採用したように、非常勤である議会議員の特殊性を勘案し、単純に活動時間数のみで算定できない面があるので、年間活動時間数で70%を評価し、年間活動実日数で30%を評価することで、より実体的な議員活動の対価を求めた。

（時間数）

常勤職の年間労働時間＝一週 38.75 時間×52 週＝2,015 時間

議員活動時間数 443 時間÷2,015 時間×評価割合 70%≒0.153 (X)

（日数）

平成 28 年度の土、日、祝休日を除く年間日数＝243 日

議員活動日数 127 日÷243 日×評価割合 30%≒0.201 (Y)

(一般議員)

月額議員報酬額=町長給料月額 795,000 円× (X + Y) =281,430 円 ≒ 280,000 円

(常任委員会副委員長)

月額常任委員会副委員長報酬額=280,000 円+加算額 2,000 円 (現行額) =282,000 円

(常任委員会委員長)

月額常任委員会委員長報酬額=280,000+加算額 8,000 円 (現行額) =288,000 円

(副議長)

月額副議長報酬額=280,000×1.09 ≒ 305,000 円

※1.09=県内町村議会副議長報酬平均額 229 千円/県内町村議会一般議員報酬平均額 210 千円 (ともに平成 28 年度数値)

(議長)

月額議長報酬額=280,000×1.36 ≒ 380,000 円

※1.36=県内町村議会議長報酬平均額 285 千円/県内町村議会一般議員報酬平均額 210 千円 (ともに平成 28 年度数値)

(議員報酬に係る特別委員会算定結果)

(単位 ; 円/月)

区 分	特別委員会算定額	現 行 額	比 較
議 長	380,000	314,000	66,000
副 議 長	305,000	243,000	62,000
常任委員長	288,000	228,000	60,000
常任副委員長	282,000	222,000	60,000
議 員	280,000	220,000	60,000

(参考) 年額比較 (期末手当 3.2 月分を含む。)

(単位 ; 円/年)

区 分	特別委員会算定額	現 行 額	比 較
議 長	5,958,400	4,923,520	1,034,880
副 議 長	4,782,400	3,810,240	972,160
常任委員長	4,515,840	3,575,040	940,800
常任副委員長	4,421,760	3,480,960	940,800
議 員	4,390,400	3,449,600	940,800

◇特別委員会としての考え

議員活動調査をもとに算出した報酬月額 60,000 円の増額でありましたが、昨今の町内の経済状況や住民理解を勘案し、報酬月額 30,000 円を増額すべきとします。

また、一般会計における議会費の割合は 1 %以内を基本とします。

(一般議員)

月額議員報酬額=250,000 円

(常任委員会副委員長)

月額常任委員会副委員長報酬額=250,000 円+加算額 2,000 円(現行額) =252,000 円

(常任委員会委員長)

月額常任委員会委員長報酬額=250,000+加算額 8,000 円(現行額) =258,000 円

(副議長)

月額副議長報酬額=250,000×1.09 ≒ 272,000 円

※1.09=県内町村議会副議長報酬平均額 229 千円/県内町村議会一般議員報酬平均額 210 千円 (ともに平成 28 年度数値)

(議長)

月額議長報酬額=250,000×1.36 ≒ 340,000 円

※1.36=県内町村議会議長報酬平均額 285 千円/県内町村議会一般議員報酬平均額 210 千円 (ともに平成 28 年度数値)

(議員報酬に係る特別委員会算定結果)

(単位; 円/月)

区 分	特別委員会算定額	現 行 額	比 較
議 長	340,000	314,000	26,000
副 議 長	272,000	243,000	29,000
常任委員長	258,000	228,000	30,000
常任副委員長	252,000	222,000	30,000
議 員	250,000	220,000	30,000

(参考) 年額比較 (期末手当 3.2 月分を含む。)

(単位; 円/年)

区 分	特別委員会算定額	現 行 額	比 較
議 長	5,331,200	4,923,520	407,680
副 議 長	4,264,960	3,810,240	454,720
常任委員長	4,029,760	3,575,040	454,720
常任副委員長	3,951,360	3,480,960	470,400
議 員	3,920,000	3,449,600	470,400